

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要な資格等を取得するため、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。

雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方には、その支給額との差額を支給します。

支給対象者

市内に住所があり、20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の要件を全て満たしている方

- ①自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている方
- ②教育訓練講座の受講が適職に就くために必要と認められる方
- ③過去に当該給付金を受給していない方

対象講座

雇用保険法に基づく教育訓練給付の指定教育訓練講座が対象

- ①一般教育訓練講座
- ②特定一般教育訓練講座
- ③専門実践教育訓練講座



対象講座の検索はこちらから→<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>
（教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム）

支給金額

支給割合

- ・雇用保険制度から給付金の支給を受けることができない方
→要した経費の60%
 - ・雇用保険制度から給付金の支給を受けることができる方
→要した経費の60%（上記から支給される額を差し引いた額）
- ※支給額が12,000円未満の場合は対象となりません。
※要した経費とは入学料及び受講料に限ります。

支給上限

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ①一般教育訓練講座 | 200,000円 |
| ②特定一般教育訓練講座 | 200,000円 |
| ③専門実践教育訓練講座 | 1,600,000円（修業年数×400,000円） |

専門実践教育訓練講座の方の追加支給等

- ①雇用保険制度からの給付金の支給がない方は、6か月ごとの支給が可能です。
- ②上記の金額に加えて要した経費の25%相当額が追加支給される場合があります。

事前相談

講座の申し込み前に必ず事前相談を受けてください（必須）。

- ・電話で予約をお願いします。
- ・対象資格や受給要件、現在の生活状況等の確認があります。
- ・受講を予定・検討されている方は、速やかにご連絡をお願いします。

予約・お問い合わせ先

つがる市役所 子育て健康課（電話 0173-42-2044）

裏面もご確認ください。

申請手続きの流れと請求手続き

希望講座を選ぶ

- ☐ 雇用保険制度の給付対象になる講座か、支給対象となるかをハローワークで確認

事前相談(要予約)
電話0173-42-2044

- ☐ 受講予定講座の詳細がわかる資料
- ☐ 授業料等の経費がわかる書類

講座指定申請

- ☐ 申請者及び扶養する児童の戸籍謄本または抄本（申請の1か月以内のもの）
- ☐ 世帯全員の住民票の写し
- ☐ 申請者の身分を証明できるもの
- ☐ 対象講座の資料
- ☐ 講座指定申請書
- ☐ 自立支援プログラムの写し
- ※省略できる書類もあります。

審査会

講座指定

- 【子育て健康課から送付書類】
- ☐ 講座指定通知書
- ・6か月ごとの支給の方は受講証明書と請求書を随時提出

講座修了

- ☐ 申請者及び扶養する児童の戸籍謄本または抄本（申請の1か月以内のもの）
- ☐ 世帯全員の住民票の写し
- ☐ 対象講座の修了証明書
- ☐ 受講料（入学料及び受講料に限る）の領収書
- ☐ 雇用保険制度の支給対象の方は、その額を証明する種類
- ☐ 支給申請書
- ※省略できる書類もあります。

修了後30日
以内に支給申請

支給決定

- 【子育て健康課から送付書類】
- ☐ 支給決定通知書
- ☐ 請求書
- 請求書を子育て健康課に提出後に支給します。

追加支給

受講修了日の翌日から1年以内に受講した教育訓練に係る資格を取得かつ就職等をした場合は、資格取得日または就職等をした日のいずれか遅い方の翌日から30日以内に申請が必要です。雇用保険制度から支給がある方は、雇用保険制度の支給額が確定した日から30日以内に申請してください。

【注意】

- ①受講途中で支給要件に該当しなくなった場合は給付金の支払いはできません。
- ②不正な手段より支給を受けた場合は支給額全額を返還していただきます。